

滋賀県公安委員会定例会議会議録等

第1 日時

令和5年7月13日（木）午後1時30分～午後3時55分

第2 出席者

1 公安委員会

北村委員長、大塚委員

2 県警察

中村本部長、森脇警務部長、野村生活安全部長、野崎刑事部長、船越交通部長
長警備部長、山口首席監察官、川口学校長、森田情報通信部長

第3 議事の概要

1 協議事項

なし

2 報告事項

令和5年度第1四半期の監察実施状況について

山口首席監察官から、令和5年度第1四半期の監察実施状況について報告があった。その際、大塚委員から「非違事案につながりやすい業務などに的を絞った監察が実施されており、引き続き、効果的な監察をお願いする。」、北村委員長から「若手職員の指導に関しては、引き続き、組織が一丸となって取り組んでいただきたい。」旨の発言があった。

第4 個別報告・決裁関係

1 報告事項

監察官室から、警察活動の課題等について報告があった。

2 決裁関係

(1) 運転免許行政処分について

警察から、運転免許取消対象事案等について、事案の内容並びに意見聴取及び聴聞の結果の報告を受け、協議の結果、13件について行政処分を決定した。

(2) 公安委員会に対する苦情の申出の受理について

警察から、公安委員会に対する苦情の申出の受理について報告があり、これを了承した。

(3) 「令和5年第2号：免許の停止処分に係る審査請求」の審理経過調書について

警察から、「令和5年第2号：免許の停止処分に係る審査請求」の審理経過調書について報告があり、これを了承した。

(4) 「令和5年第2号：免許の停止処分に係る審査請求」の裁決書について

警察から、「令和5年第2号：免許の停止処分に係る審査請求」の裁決書について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(5) 刑法の一部改正及び性的姿態撮影等処罰法の新設に伴う警備業法等の処分

基準改正（案）について

警察から、刑法の一部改正及び性的姿態撮影等処罰法の新設に伴う警備業法等の処分基準改正（案）について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(6) 新規交通規制について

警察から、新規交通規制について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(7) 行進及び集団示威運動の許可申請取扱状況について

警察から、行進及び集団示威運動の許可申請取扱状況について報告があり、これを了承した。

このページについてのお問合せ
滋賀県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室
電話：077-522-1231